

地域主権第2次一括法に基づく「苫小牧市立図書館条例の一部を改正する 条例案」についてご意見を募集します

苫小牧市では、平成23年8月30日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第105号。(以下「地域主権第2次一括法」という。))において、図書館法の一部改正が行われたことに伴い、苫小牧市立図書館条例の一部を改正する条例の制定を予定しております。

つきましては、苫小牧市立図書館条例の一部を改正する条例案について、苫小牧市市民参加条例第4条に基づき、市民の皆様からご意見を募集します。

1 資料の入手方法

市立中央図書館のホームページから、ダウンロードにより入手可能です。また、教育委員会(第2庁舎)、市立中央図書館、勇払公民館、のぞみコミュニティセンター、豊川コミュニティセンター、住吉コミュニティセンター、沼ノ端コミュニティセンター、植苗ファミリーセンターでも閲覧、配布しています。

2 意見の提出方法

「意見書」に氏名、住所及び電話番号を、法人その他の団体にあつては、団体名、代表者名、意見書提出担当者名、所在地及び連絡先を明記の上、意見(様式自由)を記入し提出期限までに次のいずれかの方法により提出して下さい。

- (1) 電子メール 電子メールアドレス toshokan@city.tomakomai.hokkaido.jp
- (2) ファックス FAX番号 0144-35-0511
- (3) 書面の持参又は郵送

書面によることを原則としますが、意見内容を保存した磁気ディスク(フロッピーディスクまたはCD-R)での提出も可能です。ただし、磁気ディスク等で提出された場合は返却できませんのであらかじめご了承ください。

《送付先》〒053-0011 苫小牧市末広町3丁目1-15 苫小牧市立中央図書館 宛

- ・ 言語は日本語に限ります。
- ・ 電話又は口頭での意見は受け付けいたしません。
- ・ 意見が1000字を超える場合は、要旨を添付して下さい。
- ・ 意見をデータで提出される場合は、ファイルはマイクロソフト社 Word として下さい。他のファイル形式の使用を希望される場合は、担当までお問合せ下さい。

3 意見書の提出期限 平成24年1月29日(日) (郵送の場合、1月29日の消印有効)

4 その他留意事項

- (1) このパブリックコメント手続は、政策の案に対して具体的な意見をいただくもので、賛否を問うものではありません。
- (2) ご意見は、条例の改正(案)の決定の際に参考とさせていただきます。また、住所、氏名等の個人情報を除き、市のホームページ等で公表する場合があります。
- (3) 住所、氏名等の個人情報は、いただいたご意見の内容や趣旨を確認する場合に使用します。個人情報をパブリックコメント手続の業務に係る目的以外に使用することはありません。

- (4) いただいたご意見は返却致しません。また、いただいたご意見に対して、個別の回答も致しませんのでご了承下さい。
- (5) ご意見のほかに資料等を添付されても結構ですが、量が多くなるようでしたら、あらかじめ担当までご連絡下さい。

5 担当、お問合せ

苫小牧市教育委員会スポーツ生涯学習部
苫小牧市立中央図書館 電話 0144-35-0511